

## 日野市優良請負者表彰要領

平成 13 年 12 月 25 日制定

平成 15 年 7 月 16 日改正

平成 15 年 12 月 17 日改正

平成 18 年 10 月 20 日改正

### 第1 目的

この要領は、日野市が施工する工事の請負者のうち、成績が優良なものを表彰することにより、請負者の施工意欲を喚起し、もって市事業の円滑な推進に資することを目的とする。

### 第2 表彰の対象

この要領に基づき、表彰される請負者は、日野市が施工する工事について毎年度 4 月から翌年 3 月までの間に請負をした者であって、施工成績が優良と認められるもので、次のいずれかに該当するものとする。

- ( 1 ) 特に困難な施工条件を克服して工事を完遂したもの
- ( 2 ) 施工体制、施工技術等が特に優れ、他の模範となるもの
- ( 3 ) その他市事業の遂行に著しく貢献したもの

### 第3 表彰の対象外

第 2 の規定に該当する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は表彰の対象外とする。

- ( 1 ) 表彰対象年度の初日の 1 年前から表彰日までの間に、工事の請負者が指名停止等の措置を受けた場合
- ( 2 ) 工事内容が小規模な場合

### 第4 表彰の時期及び方法

表彰は、毎年度終了後行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

- 2 表彰は、表彰状の授与をもって行うものとする。

### 第5 表彰の決定

施工担当所長は、この要領により表彰に値すると認めたものがあるときは、総務部長に内申するものとする。

- 2 総務部長は、前項の内申を受けたときは、日野市指名業者選定委員会に付議するも

のとする。

- 3 市長は、日野市指名業者選定委員会の議を経て、表彰する請負者を決定するものとする。

#### 第6 優遇措置

優良請負者として表彰された者は、制限付一般競争入札において、表彰を受けた日以降その年度の終わりまでの間、入札参加資格基準における直近上位の等級案件に申し込むことができる。

#### 第7 細目

この要領の実施に関し必要な事項は、細目で定める。

#### 付則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

#### 付則

この要領は、平成 15 年 7 月 16 日から施行する。

#### 付則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

#### 付則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 日野市優良請負者表彰要領実施細目

平成 13 年 12 月 25 日制定

平成 15 年 7 月 16 日改正

平成 18 年 7 月 14 日改正

平成 20 年 6 月 1 日改正

### 第1 目的

この実施細目は、日野市優良請負者表彰要領(平成 13 年 12 月 25 日制定。以下「要領」という。)第 7 の規定に基づき、要領の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 表彰の対象

要領第 2 に定める「施工成績が優良と認められるもの」とは、日野市工事成績評定要綱(平成 19 年 4 月 1 日施行)に定める当該年度における工事成績評定が 80 点以上のものとする。ただし、評定が 80 点未満であっても、次の各号のいずれかに該当し、表彰に価すると認めるときは「施工成績が優良と認められるもの」に含めることができる。

- (1) 当該年度において、工事成績評定が 75 点以上 80 点未満の工事を複数施工した場合
- (2) 工事成績評定が 75 点以上 80 点未満で、第 2 項各号に該当する施工条件が重複した工事を施工した場合

2 要領第 2 の第 1 号に定める「特に困難な施工条件」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大幅な交通規制が必要な工事
- (2) 騒音、振動、水質汚濁、悪臭、粉塵、地盤沈下等の防止対策が必要な工事
- (3) 主体工種に高度な技術が必要な工事
- (4) 高所、地下、圧気内、夜間等の労働環境の厳しい工事
- (5) 作業時間等に制約を受ける工事
- (6) 自然環境に細心の配慮が必要な工事
- (7) 地域住民の対応に特に配慮が必要な工事
- (8) その他施工が困難と思われる工事

### 第3 表彰の対象外

要領第 3 の第 2 号に定める「工事内容が小規模な場合」とは、契約金額 500 万円未満の工事をいう。

#### 第4 表彰の時期

表彰の時期は、原則として7月とする。

#### 第5 表彰の手続

施工担当部所長は、要領により表彰に値すると認められたものがあるときは、十分調査の上、第1号様式により理由を付して総務部長に内申するものとする。

2 総務部長は、前項の内申書の提出があった場合は、第2号様式により、日野市指名業者選定委員会に付議するものとする。

3 施工担当部所長は、第1項による内申に当たっては、当該請負者が施工した他の工事の成績を考慮し、表彰が適正かつ公平に行われるよう、十分留意しなければならない。

#### 第6 表彰する請負者の決定

総務部長は、表彰候補の請負者が日野市指名業者選定委員会において表彰することが適当であると認められた場合には、表彰するための起案を行い市長の決定を受けるものとする。

2 総務部長は、前項の決定を受けた場合には、第3号様式及び第4号様式により各施工担当部所長に、また第5号様式により請負者に通知するものとする。

#### 第7 庶務

要領の運営に関する庶務は、総務部総務課で行う。

#### 付則

この細目は、平成14年4月1日から施行する。

#### 付則

この細目は、平成15年7月16日から施行する。

#### 付則

この細目は、平成16年4月1日から施行する。

#### 付則

この細目は、平成18年7月14日から施行する。

#### 付則

この細目は、平成20年6月1日から施行する。

## 別記

附属様式

内申書 第1号様式

表彰対象請負者名簿 第2号様式

表彰請負者決定通知書 第3号様式

表彰請負者内訳書 第4号様式

優良請負者表彰通知書 第5号様式

第 1 号様式

文書番号  
平成 年 月 日

総務部長 様

施工担当部所長 印

優良請負者表彰候補の内申について

日野市優良請負者表彰要領第 5 第 1 項の規定に基づき、下記の請負者を内申します。

記

工事件名			
工事場所			
契約金額			
工期			
請負者名		業種	
優良工事の内容 及び内申理由			

添付書類 工事成績評価報告書 工事概要、写真

第 2 号様式

日野市優良請負者表彰対象候補者名簿

工事件名			
請負者			
工事場所			
請負金額			
工期			
工種		担当部所	
総合評定			
所見概要			

第3号様式

日総総第 号  
平成 年 月 日

部(所)長 様

総務部長 (公印省略)

優良請負者の表彰について(通知)

日野市優良請負者表彰要領に基づく平成 年度優良請負者を、別紙のとおり決定したので通知いたします。

別紙 第4号様式

第4号様式

平成 年度優良請負者

下記の請負者は、施工成績が優良であったので表彰します。

記

工事件名	工事場所	工期	請負者名

第 5 号様式

日総総第 号  
平成 年 月 日

様

日野市長 印

優良請負者の表彰について（通知）

貴社は、日野市優良請負者表彰要領に基づく平成 年度の優良請負者として決定いたしましたので通知いたします。

記

- 1 工事件名
- 2 表彰日時 平成 年 月 日（ ）午前 時より
- 3 場所 本庁 会議室
- 4 担当課 総務部総務課契約係